

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護【重要事項説明書】

< 2025 年 1 月 1 日 >

○小規模多機能オアシスセンターの提供するサービスについての相談窓口

電 話 0 5 2 - 8 8 4 - 8 5 1 0

担 当 _____

○ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の内容

・ご利用日 3 6 5 日 (年中無休)

・ご利用時間 訪問サービス利用時間 2 4 時間

通いサービス利用時間 ○○ : ○○ ~ ○○ : ○○

宿泊サービス利用時間 ○○ : ○○ ~ ○○ : ○○

・ご利用場所 オアシスセンター

(所在地) 名古屋市瑞穂区豆田町 3 丁目 1 1 番 2 号

(事業所) 小規模多機能オアシスセンター

(登録定員) 2 4 人

(通いサービス定員) 1 5 人

(宿泊サービス定員) 5 人

・設備の概要

テレビ (居間用)、ソファ (居間用)、エレベータ、食堂、浴室、脱衣所

洗面台、洗濯機、トイレ、消火器、誘導灯、スプリンクラー等

- ・ サービス内容

サービスの基本（基幹サービス）を通いとし、利用者及びそのご家族の希望、または利用者の有する能力や心身状態を勘案し、通い、訪問、泊まりのサービスを提供致します。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に基づき上記サービスを組み合わせた食事の提供、排泄、入浴介助、機能訓練、その他の日常生活のお世話をを行います。

- ・ 運営の方針

生きがいをもって、いつまでも楽しく暮らし続けたい。そんな願いを実現していくことこそが、小規模多機能オアシスセンターの目的です。ご本人、ご家族の要望にそった（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を基にして、人の輪と和をつむぐ場として、又地域に根ざしたコミュニティの広場のようにご利用いただける場でありたいと考えています。

○ 同事業所の職員体制

	常 勤	非常勤
管 理 者	1 名	
計画作成担当者	1 名	
介護職員	6 名	1 9 名
看 護 師	1 名	4 名

○ 利用料金

別紙「サービス内容及び利用料その他の費用の額」のとおりとなります。

○ 下記理由の場合、サービスの利用を中止致します。

- ① 風邪、病気等によりサービスの利用を見合わせた方が良いと判断される場合。
- ② 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾病（感染症）が明らかになった場合は、治癒するまでサービスの利用はお断りします。

○ 虐待防止について

- ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとしします。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 苦情解決体制の整備

(5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

- ・ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとしします。

○ 身体拘束に関する事項

- ・ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な

い場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- ・ 生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守した適正な取り扱いにより行う。

○ ハラスメント防止について

- ・ 事業所は、適切な小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

○ 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

○ 業務継続に向けた取り組みについて

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

○ 個人情報保護について

(1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

○ 相談、要望、苦情等の窓口

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護に関する相談、要望、苦情等は管理者か
下記窓口まで申し出てください。

<事業所苦情相談窓口>

担当者 _____

電話番号 052-884-8510

<法人苦情相談窓口>

担当者 株式会社ヘルシーサービス 総務・人事労務部 苦情相談担当

電話番号 043-274-5995

<外部苦情申立て機関>

機関名 名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護指導課指定指導係

電話番号 052-959-3087

<外部苦情申立て機関>

機関名 愛知県国民健康保険団体連合会

電話番号 052-971-4165

○緊急時の対応方法

利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族・主治医・
協力医療機関及び施設等へ連絡し、適切な処置を行います。連絡が困難な場合は、
救急搬送等の必要な処置を講じます。看護師等は、しかるべき処置をした場合は、
速やかに家族及び主治医等へ報告します。

利用者の主治の医師	別紙 小規模多機能型居宅介護支援申込書参照	
協力医療機関（医科）	医療機関の 名称	三つ葉在宅クリニック
	所在地	名古屋市昭和区御器所通 3-12
		御器所ステーションビル 3F
電話番号	052-858-3281	
協力医療機関（歯科）	医療機関の 名称	本山歯科医院
	所在地	名古屋市千種区池園町 2-3
		クレスト MK ビル 1F・2F
電話番号	052-781-6181	
協力介護施設	介護施設の 名称	医療法人幸世会 介護老人保健施設 セントラル堀田
	所在地	名古屋市瑞穂区田光町 1-4
	電話番号	052-884-0555

○事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 3 老人福祉法に基づく有料老人ホーム設置、運営事業
- 4 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- 5 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護サービス・介護予防小規模多機能型居宅介護サービス
- 6 その他これに付随する業務

○ その他

・運営推進会議の開催

利用者、利用者家族及び地域住民代表の方々にお集まり頂き、活動状況報告、要望等をお聞きする会を設けます。

・通いサービスの送迎

通いの時間帯によっては送迎出来ない場合もあります。

・金銭、貴重品については、原則お持ち込みをご遠慮頂いております。止むを得ずお持ち込みになる際には、当施設の現金等お預かり管理規程に基づき管理させていただきます。尚、お申し出が無い場合は、紛失、盗難の際に責任を負いかねます。

・職員へのハラスメント（身体的暴力・精神的暴力・性的ないやがらせ）行為は固くお断りします。

上記内容の説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日

(利用者)

住所

氏名

(利用者代理人)

住所

氏名

(身元引受人1)

住所

氏名

(身元引受人2)

住所

氏名

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

事業者

〈事業者名〉 株式会社 ヘルシーサービス

〈住所〉 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟14階

〈代表者名〉 代表取締役 高野 健 治

〈事業所名〉 小規模多機能オアシスセンター

〈説明者〉 管理者 _____

〈指定事業者番号〉 2390800411号 〈指定市町村名〉 名古屋市

別紙 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

サービスの種類	内容・標準的な手順及び料金	保険適用有無	単位
小規模多機能型居宅 介護費及び加算	通い、訪問、宿泊（介護費用 分）すべてを含んだ1ヶ月単 位の費用額 ※表①-1及び 表①-2参照	保険適用有	1月
食事の提供に 関する費用	朝食 250円 昼食 850円（おやつ代含む） 夕食 700円 （通いサービスの場合は、 昼食とおやつのご提供 になります）等々	保険給付外	1回
宿泊に要する費用	1泊 4,200円	保険給付外	1泊
おむつ代等	おむつ代、洗濯費、リハビリ 材料費実費	保険給付外	

表①－ 1

1 割負担

《（予防）小規模多機能型居宅介護費》

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
報酬単位 (月)	3,450単位	6,972単位	10,458単位	15,370単位	22,359単位	24,677単位	27,209単位
要介護度別 利用料	37,363円	75,506円	113,260円	166,457円	242,147円	267,251円	294,673円
介護保険 給付金額	33,626円	67,955円	101,934円	149,811円	217,932円	240,525円	265,205円
サービス利用 自己負担額	3,737円	7,551円	11,326円	16,646円	24,215円	26,726円	29,468円

(注) 月の途中から利用を開始した場合、及び月の途中で利用を終了した場合は、その期間に応じて日割りした利用料金になります。

表①－ 2

《その他の加算》

初期加算	1 日	32円	利用開始から 30 日間
認知症加算Ⅱ	1 ヶ月	964円	認知症自立度Ⅲランク以上
認知症加算Ⅳ	1 ヶ月	498円	要介護 2 で認知症自立度Ⅱ
看護職員配置加算Ⅰ	1 ヶ月	975円	常勤専従の看護師を 1 名以上配置
総合マネジメント 体制強化加算Ⅰ	1 ヶ月	1,300円	多職種協働による個別計画作成・見直し 及び医療機関との日常的情報連携、地域活動参加機会等
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	1 ヶ月	693円	介護福祉士の占める割合が50%以上等
科学的介護推進体制加算	1 ヶ月	43円	基本情報のデータ提出及びフィードバック情報活用
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1 ヶ月	379円	勤続年数 7 年以上の者が 30%以上
小規模多機能型市町 村独自加算 1 6	1 ヶ月	866円	機能訓練及び利用者満足度向上の取り組み等 ※月途中の利用開始（終了）時は日割り計算
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記の合計金額に14.6%を乗じた金額（1円未満切捨て）		

表②－ 1

《（予防）小規模多機能居宅介護費短期利用》

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
報酬単位 (日)	424単位	531単位	572単位	640単位	709単位	777単位	843単位
要介護度別 利用料	4,591円	5,750円	6,194円	6,931円	7,678円	8,414円	9,129円
介護保険 給付金額	4,131円	5,175円	5,574円	6,237円	6,910円	7,572円	8,216円
サービス利用 自己負担額	460円	575円	620円	694円	768円	842円	913円

表②－ 2

《その他の加算（短期利用）》

サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき	23円	介護福祉士の占める割合が50%以上等
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1ヶ月	379円	勤続年数7年以上の者が30%以上
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記の合計金額に14.6%を乗じた金額（1円未満切捨て）		

表①－ 1

2割負担

《（予防）小規模多機能型居宅介護費》

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
報酬単位 (月)	3,450単位	6,972単位	10,458単位	15,370単位	22,359単位	24,677単位	27,209単位
要介護度別 利用料	37,363円	75,506円	113,260円	166,457円	242,147円	267,251円	294,673円
介護保険 給付金額	29,890円	60,404円	90,608円	133,165円	193,717円	213,800円	235,738円
サービス利用 自己負担額	7,473円	15,102円	22,652円	33,292円	48,430円	53,451円	58,935円

(注) 月の途中から利用を開始した場合、及び月の途中で利用を終了した場合は、その期間に応じて日割りした利用料金になります。

表①－ 2

《その他の加算》

初期加算	1日	64円	利用開始から30日間
認知症加算Ⅱ	1ヶ月	1,928円	認知症自立度Ⅲランク以上
認知症加算Ⅳ	1ヶ月	996円	要介護2で認知症自立度Ⅱ
看護職員配置加算Ⅰ	1ヶ月	1,950円	常勤専従の看護師を1名以上配置
総合マネジメント 体制強化加算Ⅰ	1ヶ月	2,600円	多職種協働による個別計画作成・見直し 及び医療機関との日常的情報連携、地域活動参加機会等
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1ヶ月	1,386円	介護福祉士の占める割合が50%以上等
科学的介護推進体制加算	1ヶ月	86円	基本情報のデータ提出及びフィードバック情報活用
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1ヶ月	758円	勤続年数7年以上の者が30%以上
小規模多機能型市町 村独自加算16	1ヶ月	1,732円	機能訓練及び利用者満足度向上の取り組み等 ※月途中の利用開始(終了)時は日割り計算
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記の合計金額に14.6%を乗じた金額(1円未満切捨て)		

表②－ 1

《（予防）小規模多機能居宅介護費短期利用》

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
報酬単位 （日）	424単位	531単位	572単位	640単位	709単位	777単位	843単位
要介護度別 利用料	4,591円	5,750円	6,194円	6,931円	7,678円	8,414円	9,129円
介護保険 給付金額	3,672円	4,600円	4,955円	5,544円	6,142円	6,731円	7,303円
サービス利用 自己負担額	919円	1,150円	1,239円	1,387円	1,536円	1,683円	1,826円

表②－ 2

《その他の加算（短期利用）》

サービス提供体制強化加算ⅠⅠ	1日につき	46円	介護福祉士の占める割合が50%以上等
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1ヶ月	758円	勤続年数7年以上の者が30%以上
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記の合計金額に14.6%を乗じた金額（1円未満切捨て）		

表①－ 1

3割負担

《（予防）小規模多機能型居宅介護費》

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
報酬単位 (月)	3,450単位	6,972単位	10,458単位	15,370単位	22,359単位	24,677単位	27,209単位
要介護度別 利用料	37,363円	75,506円	113,260円	166,457円	242,147円	267,251円	294,673円
介護保険 給付金額	26,154円	52,854円	79,282円	116,519円	169,502円	187,075円	206,271円
サービス利用 自己負担額	11,209円	22,652円	33,978円	49,938円	72,645円	80,176円	88,402円

(注) 月の途中から利用を開始した場合、及び月の途中で利用を終了した場合は、その期間に応じて日割りした利用料金になります。

表①－ 2

《その他の加算》

初期加算	1日	96円	利用開始から30日間
認知症加算Ⅱ	1ヶ月	2,892円	認知症自立度Ⅲランク以上
認知症加算Ⅳ	1ヶ月	1,494円	要介護2で認知症自立度Ⅱ
看護職員配置加算Ⅰ	1ヶ月	2,925円	常勤専従の看護師を1名以上配置
総合マネジメント 体制強化加算Ⅰ	1ヶ月	3,900円	多職種協働による個別計画作成・見直し 及び医療機関との日常的情報連携、地域活動参加機会等
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1ヶ月	2,079円	介護福祉士の占める割合が50%以上等
科学的介護推進体制加算	1ヶ月	258円	基本情報のデータ提出及びフィードバック情報活用
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1ヶ月	1,137円	勤続年数7年以上の者が30%以上
小規模多機能型市町 村独自加算16	1ヶ月	2,598円	機能訓練及び利用者満足度向上の取り組み等 ※月途中の利用開始(終了)時は日割り計算
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記の合計金額に14.6%を乗じた金額(1円未満切捨て)		

表②－ 1

《（予防）小規模多機能居宅介護費短期利用》

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
報酬単位 (日)	424単位	531単位	572単位	640単位	709単位	777単位	843単位
要介護度別 利用料	4,591円	5,750円	6,194円	6,931円	7,678円	8,414円	9,129円
介護保険 給付金額	3,213円	4,025円	4,335円	4,851円	5,374円	5,889円	6,390円
サービス利用 自己負担額	1,378円	1,725円	1,859円	2,080円	2,304円	2,525円	2,739円

表②－ 2

《その他の加算（短期利用）》

サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき	69円	介護福祉士の占める割合が50%以上等
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1ヶ月	1,137円	勤続年数7年以上の者が30%以上
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記の合計金額に14.6%を乗じた金額（1円未満切捨て）		

6 キャンセル料

利用者の都合により、サービスを中止する旨の申出があり、食事の提供をする予定であった場合又は宿泊を利用する予定であった場合には、その提供を受ける予定であった食事及び宿泊に要する費用を以下のとおりキャンセル料金として、利用者から支払いを受けることができる。

① 前日のキャンセル : 宿泊費用の 10% + 食材料費の 100%

② 当日のキャンセル : 宿泊費用の 20% + 食材料費の 100%

ただし、利用者の容態の急変等必要かつやむを得ない事情がある場合には、宿泊費用のキャンセル料金は請求しないものとする。

7 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点から、1kmに対し50円とし、距離に応じた実費をいただきます。